

令和8年3月2日

## 吸収分割に係る事後備置書類

(吸収分割会社：会社法第791条第2項および会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

(吸収分割承継会社：会社法第801条第3項および会社法施行規則第189条に基づく事後備置書類)

広島市東区二葉の里三丁目3番1号

株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁樹

福岡県北九州市八幡西区中須1丁目1-7

株式会社ゆめマート北九州

代表取締役社長 河内山 英雄

株式会社イズミ（以下「分割会社」といいます。）および株式会社ゆめマート北九州（以下「承継会社」といいます。）は、令和7年12月9日、吸収分割契約を締結し、令和8年3月1日を効力発生日として、分割会社のゆめマート下関駅に関して分割会社が有する権利義務を承継会社へ承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関しまして、会社法（以下「法」といいます。）791条2項（及び会社法施行規則（以下「規則」といいます。）189条）ならびに法801条3項に定める事後開示事項を以下のとおり開示いたします。

### 1. 本件分割が効力を生じた日（規則189条1号）

令和8年3月1日

### 2. 分割会社における法784条の2、785条、787条及び789条の規定による手続の経過（規則189条2号）

#### (1) 法784条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は法784条の2但書に規定する場合に該当するため、同条に基づく手続きの適用はございません。

#### (2) 法785条の規定による手続の経過

分割会社は、会社法785条に基づき、令和8年1月5日に官報公告、同年同月9日に電子公告にて、株主に対して公告を行いました。同条第1項の規定により分割

会社に対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 法787条の規定による手続の経過

分割会社は、法787条第1項第2号に規定される新株予約権買取請求の対象となる新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 法789条の規定による手続の経過

分割会社は、法789条2項および3項に基づき、令和8年1月5日に官報公告、同年同月9日に電子公告にて、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に、同条1項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 承継会社における法796条の2、797条及び799条の規定による手続の経過  
(規則189条2号)

(1) 法796条の2の規定による請求に係る手続の経過

法796条の2の規定に基づく請求を行った株主はいませんでした。

(2) 法797条の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、承継会社に対し、法797条第1項の規定に基づく株式買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 法799条の規定による手続の経過

承継会社は、法799条2項に基づき、令和8年1月5日に官報公告、同年同月9日に電子公告にて、債権者に対する公告を行いました。所定の期間内に、同条1項の規定により異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項  
(規則189条4号)

承継会社は、効力発生日である令和8年3月1日をもって、本件分割により、分割会社から、同社のゆめマート下関駅の事業を承継いたしました。

承継会社が分割会社から承継した資産および負債の額の概算は以下のとおりです。

承継した資産の額（概算）：152百万円

承継した負債の額（概算）：152百万円

5. 法923条の変更の登記をした日（規則189条5号）

令和8年3月2日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項（規則189条6号）

分割会社は、法784条2項の規定に基づき、法783条1項に規定する株主総会の

承認を得ずに本件分割を行いました。なお、分割会社は、令和8年1月5日に官報公告、同年同月9日に電子公告を行い、分割会社の株主に対して、本件分割に関する公告を行いました。法785条3項の規定に基づき所定の期間内に本件分割に反対した株主はいませんでした。

以上



## 吸収分割契約書

株式会社イズミ（以下「甲」という。）及び株式会社ゆめマート北九州（以下「乙」という。）は、甲の営む下記【事業目録】記載の事業（以下「本件事業」という。）の吸収分割に関し、以下のとおり契約を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲及び乙は、本件事業を分割し、乙は本件事業を承継する（以下「本件分割」という。）。

### 第2条（対価）

本件分割における対価はないものとする。

### 第3条（承継させる権利義務等）

甲が本件分割により乙に承継させる権利義務は、令和8年3月1日時点における別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務とする。ただし、不法行為によって生じた債務は一切承継させないものとする。

2 本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、重疊的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、会社法第764条第2項の規定に基づき甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担の全額について求償することができる。

3 本件分割に伴う権利義務の承継に際して行われる登記、登録、通知その他の手続に要する登録免許税を含む一切の費用の負担については、乙が負担する。

### 第4条（株主総会決議、取締役会決議）

甲は、効力発生日の前日までに取締役会（以下「吸収分割承認取締役会」という。）を開催し、本契約書の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。乙は、効力発生日の前日までに株主総会（以下「吸収分割承認総会」という。）を開催し、本契約書の承認及び吸収分割に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、吸収分割手続きの進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

### 第5条（吸収分割の期日）

吸収分割の期日は、令和8年3月1日とする。但し、吸収分割手続きの進行に応じ、必要があると認められるときは、甲乙が協議の上でこれを変更することができる。

### 第6条（勧誘禁止・競業避止義務・公租公課の負担）

本件分割の効力発生日以降2年間は、本件分割により乙が甲より承継した従業員に対し、退職、転職、独立若しくはその他の理由による離職の仲介若しくは勧誘を行わず、又は第三者をしてこれを行わせない。

2 甲は、乙に対し、本件承継事業につき本件分割の効力発生日以後、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わないものとする。

3 乙が本件分割により甲より承継する権利義務にかかる公租公課は、本件分割の効力発生日の前日までは甲が、効力発生日以後は乙が、それぞれ実日数による日割計算により負担するものとする。

#### 第7条（条件の変更）

本契約締結後、本件分割の効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の適法な機関による承認若しくは法令に定められた関係官庁の承認が得られないとき、又は天災事変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲又は乙は本契約の内容を変更し、又は本件契約を解除することができる。

#### 第8条（吸収分割契約の効力）

本契約は、第4条に定める甲の吸収分割承認取締役会決議、乙の吸収分割承認総会決議、または法令に定める関係官庁等の承認が効力を失った場合には、その効力を失う。

#### 第9条（規定外事項）

本契約書に定めるもののほか、本件分割に関し必要な事項は、本件分割の趣旨に従って、甲乙が協議の上でこれを決定することができる。

以上

令和7年12月9日

(甲) 広島市東区二葉の里三丁目3番1号  
株式会社イズミ

代表取締役社長 町田 繁 樹



(乙) 福岡県北九州市八幡西区中須1丁目1-7  
株式会社ゆめマート北九州

代表取締役社長 阿部 睦 夫



【事業目録】

1. 山口県下関市竹崎町四丁目3-1「ゆめ마트下関駅」において甲が行うスーパーマーケット事業の一切及びそれに関連する事業

商標登録の甲の代表者

(株)ゆめ마트の代表者

毛織具器具工 株式会社

株式会社金田屋 下関 支店

甲の代表者

株式会社 株式会社

甲の代表者

別紙 承継対象権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙は、本契約により、本効力発生日の前日の終了時における、以下に記載する甲の権利義務を、甲から承継する。

1. 資産

(1) 流動資産

本事業に属する流動資産（但し、売掛金及び未収入金は承継対象権利義務に含まれない。）

(2) 固定資産

本事業に属する固定資産（ゆめマート下関駅の建物、構築物、設備、機械装置、工具器具備品等の有形固定資産の一切、差入敷金及び繰延税金資産を含む。）

(3) 無形資産

ゆめマート下関駅に属する、ソフトウェアの一切。

2. 負債

(1) 流動負債

本事業に属する流動負債の一切。（金融機関からの短期借入金を含む。但し、買掛金及び未払金は承継対象権利義務に含まれない。）

(2) 固定負債

本事業に属する資産除去債務その他固定負債の一切。

3. 契約

(1) 賃貸借契約

本事業に属する賃貸借契約及びこれに関する甲の権利及び義務の一切。

4. 雇用契約

本事業に主として従事する従業員のうち、パートナー社員、嘱託パートナー社員、長期アルバイト及び学生アルバイトである従業員との間の労働契約及びそれに伴う甲の権利及び義務の一切

(疑義を避けるために付言すると、当該従業員に関する賞与引当金及び退職給付引当金が含まれる。)。ただし、本件分割時時点で発生している甲が従業員に対して支払う債務については、乙において引き継がない。

以上

